

7. 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和元年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	534,158		
都市計画事業（歳出）	1,423,126	534,158	37.5%
8款 土木費	1,258,279	472,284	37.5%
2項 道路橋りょう費	16,618	6,237	37.5%
3目 道路新設改良費	16,618	6,237	37.5%
道路新設改良事業	16,618	6,237	37.5%
4項 都市計画費	1,241,661	466,047	37.5%
2目 土地区画整理費	177,100	66,472	37.5%
平方第二地区土地区画整理事業補助費	94,000	35,282	37.5%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	32,500	12,199	37.5%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	50,600	18,992	37.5%
6目 公共下水道費	1,064,561	399,574	37.5%
下水道事業特別会計繰出金	1,064,561	399,574	37.5%
11款 公債費	164,847	61,874	37.5%
1項 公債費	164,847	61,874	37.5%
1目 元金	155,225	58,262	37.5%
市債償還元金（都市計画事業分）	155,225	58,262	37.5%
2目 利子	9,622	3,612	37.5%
市債償還利子（都市計画事業分）	9,622	3,612	37.5%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。